

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種による健康被害の救済等に係る措置に関する法律案 概要

背景

- 新型コロナウイルス感染症の予防接種については、薬機法上の特例承認制度が利用されたことから、通常の承認よりも要件が緩和されている上、他の予防接種に比して大規模かつ短期間に実施され、多くの健康被害が発生していることを踏まえ、健康被害の救済やその安全性の調査研究が十分になされるようにする必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種によるものと疑われる多くの健康被害が発生している一方で、当該予防接種を受けていない者への不当な差別が発生している。

法案概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の予防接種によるものと疑われる疾病、障害及び死亡が発生していることを踏まえ、健康被害の救済措置の迅速かつ円滑な実施の確保その他の措置を定める

2. 健康被害の救済措置の迅速かつ円滑な実施の確保

予防接種法上の救済給付が迅速かつ円滑に行われるための疾病・障害認定審査会の人的体制の充実等の措置

3. 情報提供等

- ① 予防接種法上の救済給付の請求をした者に対して、請求に係る審査状況に関する情報の適時かつ適切な方法で提供するための措置
- ② 市町村による予防接種による健康被害の救済措置に関する情報の提供その他の支援体制の整備のための措置
- ③ ②の措置の実施に要する費用についての政府による必要な財政上の措置

4. 調査研究等

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の有効性・安全性に関する科学的知見の充実を図るため、これに関する情報の収集等・調査研究
- ② 国民が正しい理解の下に新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けることができるよう、①の結果の分かりやすい形での公表

5. 不当な差別的取扱いの防止

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けていないことを理由とした不当な差別的取扱いを防止するための措置